

## 不燃ごみの資源化について

### 1 実施目的

東京都の方針により、平成32年度から蛍光管を含む水銀含有物（以下蛍光管等と称す）を最終処分場に搬入できなくなるため、平成31年度よりこれに対応した、水銀含有物を含めた不燃ごみについて新たな収集作業計画での収集を開始する。

### 2 開始時期

平成31年度中

### 3 実施内容

現在、不燃ごみについては収集後、千代田区三崎町の中継施設から船で中央防波堤の不燃ごみ処理センターに搬入し、中間処理をした後に最終処分場に埋め立てている。31年度以降は不燃ごみ処理センターではなく、区が契約する資源化施設に搬入し不燃ごみの資源化を行う。ただし、作業環境等の条件整備が整うまでは、蛍光管等を除いた一部の不燃ごみについて、三崎町中継施設への搬入を継続する。

### 4 区民周知

周知内容：新たな不燃ごみの出し方について（蛍光管等の分別について）

周知方法：区民向け広報誌（ごみダイエット通信）、ホームページ、区報

### 5 スケジュール

- ・ 30年度中 議会報告、区民周知
- ・ 31年度中 不燃ごみの資源化事業開始